

## 役員の報酬規程

(目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第89条、同105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び公益財団法人日本バレーボール協会（以下「この法人」という。）定款第35条の規定に基づき、公益財団法人日本バレーボール協会役員（理事、監事）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

**第2条** 役員の報酬は、常勤役員にあつては本給及び期末手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

**第3条** 役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への送金を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の計算期間と支給日)

**第4条** 役員の報酬（期末手当を除く。）の計算期間は、前月21日から当月20日とし、支給日は毎月25日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日とする。

(報酬の決定基準)

**第5条** 常勤理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表・1に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 常勤監事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表・1に基づき、監事の協議により決定するものとする。

(通勤手当)

**第6条** 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程第9条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額額は、職員給与規程第9条第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程に準ずるものとする。

(期末手当)

**第7条** 期末手当は、職員給与規程に定める職員の期末手当の支給基準に準じて支給する。

(非常勤役員手当)

**第8条** 非常勤役員が、この法人の評議員会、理事会及びこれに準ずる会議（以下「諸会議」と

いう。)に出席したとき、並びに役員として職務執行に従事したときは、非常勤役員手当を支給する。

- 2 前項の非常勤役員手当の額は、日額とする。
- 3 非常勤役員手当は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表・2に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事にあつては理事会で、監事については監事の協議により決定するものとする。
- 4 第4条の規定は、非常勤役員手当の支給についても準用する。この場合において、第4条中「役員の報酬（期末手当を除く。）」とあるのは「非常勤役員の非常勤役員手当」と読み替えるものとする。また、第9条第1項及び第2項の規定についても準用するものとし、第9条第1項及び第2項中「報酬（通勤手当及び期末手当を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「非常勤役員手当」と読み替えるものとする。

(日割計算)

**第9条** 新たに役員になった者には、その日から報酬（通勤手当及び期末手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

- 2 役員が退職し、または解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、報酬の計算期間の初日から支給するとき以外のとき、または報酬の計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、報酬の計算期間の総日数からこの法人の就業規則第18条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(旅費交通費の支給)

**第10条** 役員が遠隔地から諸会議に出席するため及び役員として職務執行に従事するため、特別の経費を要する場合には、この法人の旅費規程に定めるところによりその費用を支給することができる。

(旅費交通費の支払方法)

**第11条** 前条の旅費交通費は諸会議に出席する都度及び職務執行に従事する都度、支払うものとする。

(役員退職金)

**第12条** 役員退職金については支給しない。

(規程の改廃)

**第13条** この規程は、評議員会の決議により改廃することができる。

(補則)

**第14条** この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

1. この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会の設立の登記の日（2011年2月1日）

から施行する。

2. この規程は、2011年6月22日から施行する。

別表1・常勤役員の報酬月額

号	報酬月額	号	報酬月額
第1号	200,000円	第7号	500,000円
第2号	250,000円	第8号	550,000円
第3号	300,000円	第9号	600,000円
第4号	350,000円	第10号	650,000円
第5号	400,000円	第11号	700,000円
第6号	450,000円		

別表2・非常勤役員手当

号	日額	号	日額
第1号	10,000円	第3号	20,000円
第2号	15,000円	第4号	25,000円